

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室[®]〕法人税その37

所得拡大促進税制について

Q：所得拡大促進税制について教えてください。

A：この制度は、個人所得の拡大を図る観点から、青色申告法人が平成25年 4月 1日から平成30年 3月31日までの間に開始する各事業年度に国内雇用者（注1）に対して給与等を支給する場合において、次の「適用要件」の全てを満たすときは、雇用者給与等支給増加額の10%相当額の税額控除が認められる制度です。

適用要件

この制度は、次の適用要件の全てを満たす場合に適用されます。

なお、この制度は、雇用促進税制との選択適用とされています。

- (1) 雇用者給与等支給増加額（注2）÷ 基準雇用者給与等支給額（注4） × 増加促進割合（注5）
- (2) 雇用者給与等支給額（注3） > 比較雇用者給与等支給額（注7）
- (3) 平均給与等支給額（注8） > 比較平均給与等支給額（注9）

税額控除限度額

税額控除限度額（注12）= 雇用者給与等支給増加額（注2）× 10%

- (注1) 「国内雇用者」とは、法人の使用人（役員の特典関係者及び使用人兼務役員を除きます。）のうちその法人の国内の事業所に勤務する雇用者としてその事業所の賃金台帳に記載された者です。
- (注2) 雇用者給与等支給増加額 = 雇用者給与等支給額（注3） - 基準雇用者給与等支給額（注4）
- (注3) 「雇用者給与等支給額」とは、適用年度の損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額です。
- (注4) 「基準雇用者給与等支給額」とは、平成25年 4月 1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度（基準事業年度）の損金の額に算入され

た国内雇用者に対する給与等の支給額です。

(注5) 「増加促進割合」とは、法人及び適用年度の区分に応じて次のとおりです。

中小企業者等（注6）

平成27年 4月 1日前に開始する適用年度：2%

平成27年 4月 1日～平成30年 3月31日に開始する適用年度：3%

以外の法人

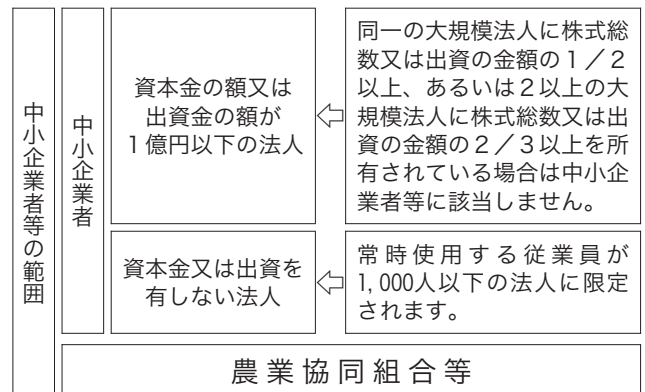
平成27年 4月 1日前に開始する適用年度：2%

平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日に開始する適用年度：3%

平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日に開始する適用年度：4%

平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日に開始する適用年度：5%

(注6) 「中小企業者等」の範囲



(注7) 「比較雇用者給与等支給額」とは、適用年度の前事業年度の損金の額に算入された国内雇用者に対する給与等の支給額です。

(注8) 平均給与等支給額 = 適用年度の継続雇用者給与等支給額（注10）÷ 適用年度の給与等月別支給対象者数の合計数（注11）

(注9) 比較平均給与等支給額 = 適用年度の前事業年度の継続雇用者給与等支給額（注10）÷ 適用年度の前事業年度の給与等月別支給対象者数の合計数（注11）

(注10) 「継続雇用者給与等支給額」とは、その事業年度の雇用者給与等支給額のうち継続雇用者（その事業年度及びその事業年度の前事業年度において給与等の支給を受けた国内雇用者）に係る金額です（雇用

保険法に規定する一般被保険者に該当する者に支給したものに限り、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する継続雇用制度の対象者に支給したものを除きます。)。なお、継続雇用者給与等支給額が0である場合は1円とします。

(注11)「給与等月別支給対象者数の合計数」とは、その事業年度に含まれる各月ごとの給与等の支給の対象となる継続雇用者(継続雇用者給与等支給額に係るものに限ります。)の数を合計した数です。なお、継

続雇用者給与等支給額が0である場合は1とします。

(注12) 税額控除限度額が適用年度の法人税額の10%(中小企業者等(注6)は20%)相当額を超えるときは、当該相当額を限度とします。なお、この制度による税額控除には繰越税額控除はありません。

(税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、藤澤利幸
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

青年部コーナー

開催報告

『親睦ビールパーティー』を開催しました

7月23日(木)、松本バスターミナル屋上「松本麦酒園」を会場に恒例の親睦ビールパーティーを開催いたしました。(担当：青年部第七委員会 吉村和道委員長)

青年部員・本会役員さんとその関係者の方々、合わせて106名にご参加いただき、暑さ厳しい日が続く中、冷たいビールを片手に親睦を深めていただきました。パーティーではお笑いタレント「メロディーきみえ」さん、「アンドーひであき」さんによる爆笑パフォーマンス、恒例の抽選会も行われ大いに盛り上がりました。大勢のご参加、誠にありがとうございました。

青年部・女性部

部員募集中!!

詳しくは事務局までお問い合わせ下さい



女性部コーナー

公開例会ご案内

『特殊詐欺、人ごとじゃない!』を開催します
(女性向け特殊詐欺被害防止対策)

今回は部員増強を図る目的で“公開例会”として女性部でない方にも広くご案内して実施いたしますので、皆様のお知り合いをお誘い合わせの上、お気軽にご参加くださるようご案内申し上げます。

日時 8月21日(金)午後1時～2時30分

内容 『特殊詐欺、人ごとじゃない!』

(女性向け特殊詐欺被害防止対策)

講師 齊藤 美紀 氏(長野県警本部 特殊詐欺抑止対策室)

会場 ザ・ブライツガーデン 2階(松本市高宮東1-28)

会費 どなたも無料

本年も松本児童園に物品寄贈をしたいと存じます。石鹸、洗濯洗剤、枕と枕カバー、タオルやタオルケットのご提供をお願い申し上げます。(9月末までに事務局へお願いします)

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

営業種目

- 石油製品一般
- プロパンガス・卸・直売
- 冷暖房・給排水設備設計施工

出光興産株式会社特約販売店



信光石油株式会社

本社 松本市深志2丁目2番9号
電話(代表) 35-2525